

「e-文書法」の制定

制度調査部
齋藤 純

企業の文書保管コストの軽減に

【要約】

- 書面での保存を義務付けられている文書を電子的に保存することを認める法律、いわゆる“e-文書法”が、2004 年 11 月に成立した。
- “e-文書法”により、基本的にすべての文書の電子保存が可能となり、企業の文書保管コストの削減につながると期待されている。
- “e-文書法”は、2005 年 4 月 1 日に施行される。

■ “e-文書法”の制定

- 2004 年 11 月 19 日、いわゆる“e-文書法”が可決・成立した(公布は 2004 年 12 月 1 日)。企業が書面での保存を義務付けられている文書を、スキャナで読み込み電子データとして保存するなど、「電磁的記録による保存」(以下、電子保存)を認めるものである。
- “e-文書法”が施行されれば、原則としてすべての文書の電子保存が認められることとなり、以下のようなメリットがもたらされると期待されている¹。

- ・ 文書の保存等のコスト削減につながる
- ・ 同一の文書のコピーが容易に作成できる
- ・ 検索性が向上する
- ・ 電子申告(e-Tax)の利便性向上につながる²

- 中でも、企業にとって効果が大きいと思われるのは文書の保存等のコスト削減と思われ、日本経済団体連合会の試算では、税務書類に限定しても年間約 3,000 億円の文書の保存等のコスト削減につながる³とされている。

¹ 文書の電子保存が容認されることでメリットがある反面、次のようなデメリットも伴う。

- ・ 電子保存された文書を閲覧するためには、パソコン等の文書を表示するための装置が必要となる
- ・ サイズの大きな文書は一覧表示ができない場合がある
- ・ 痕跡を残さずに修正できるため、文書の改ざん等が行われやすい

² 電子申告制度(e-Tax)では、申告書や納税者等が作成することとされている一定の添付書面等については、電子データでの送付が可能とされている。しかし、源泉徴収票、医療費の領収書及び外国税額控除証明書などのように、第三者が作成する書面等については、書面等をスキャナなどで電子保存し電子データを送付することは認められず、別途、書面を送付しなければならない。

電子申告制度に関しては、次の制度調査部情報を参照。

- ・ 「動き出す電子納税制度 —2 月から一部地域で先行導入—」 齋藤 純(2004.1.30)
- ・ 「e-Tax の運用が全国に拡大 —6 月 1 日から電子申告・納税の対象が拡大—」 齋藤 純(2004.6.8)

³ 日本経済団体連合会 情報通信委員会「税務書類の電子保存に関する報告書」(2004 年 3 月 1 日)。同報告書では、倉庫代などの保管コスト、書類等の発生場所から倉庫までの運搬コスト、書類等の廃棄コスト、税務調査の便宜等のために保管されている書類の一覧等を印刷するコスト、及びこれら取扱いのための人件費を、文書の保存コスト

- ただし、文書の性格から電子保存になじまない次のようなものについては、電子保存の対象から除外される。

- ・ 緊急時に即座に見読可能な状態にする必要があるもの(安全のため船舶に備え付けるべき手引書など)
- ・ 現物性が極めて高いもの(許可証、免許証など)
- ・ 条約による制約があるもの

- “e-文書法” は、2005 年 4 月 1 日に施行される。

■ “e-文書法” の構成

- “e-文書法” とは、正確には以下の 2 つの法律のことである。この 2 つの法律を総称して、一般に“e-文書法” と呼ばれている。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(通則法)
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(整備法)

- 「通則法」(上記 の法律)では、文書の電子保存を容認するための共通事項が規定されており、書面による保存を義務付けられている文書について、電子保存⁴も容認する規定を置いている(通則法 3 条)⁵。電子保存された文書は、書面での保存を義務付けている法令上、書面により保存が行われたものとみなされる。
- 「整備法」(上記 の法律)では、通則法だけでは手当てが不完全である場合について補完する規定が設けられている。具体的には、次のような規定が盛り込まれている。

- ・ 電子保存に際して、別途、監督当局の承認を必要とする場合の取扱い
- ・ 立入検査の対象が書面による文書のみとされている規定において、電子保存された文書も検査対象に含めることとする取扱い
- ・ 通則法の一部の規定を適用除外とする取扱い 等

- なお、“e-文書法” では、文書の保存に限らず、書面の作成、縦覧、交付等についても、電磁的記録による作成、縦覧、交付等を容認している(通則法 4～6 条)。

としている。

⁴ 通則法上、正確には「電子的記録による保存」とされている。内閣官房 IT 担当室の資料によると、「電子的記録による保存」とは、当初から電子的に作成された書類を電子的に保存すること、及び書面で作成された書類をスキャナでイメージ化し電子的に保存することの両者を含むこととされている。

⁵ 通則法を制定することにより、原則としてすべての文書の電子保存を可能としていることから、書面での文書の保存を義務付けている個々の法律ごとの改正は行われない。

■ “ e-文書法 ” の対象となる文書

- これまで、一部の文書については、個別法により電子保存が認められていたが、“ e-文書法 ” の制定により、原則としてすべての文書の電子保存が容認される⁶。もっとも、“ e-文書法 ” では、電子保存の対象となる文書は「主務省令で定めるものに限る」こととしており、電子保存の対象となる文書は、今後公布される予定の主務省令により明確にされる。
- なお、文書の内容・性格により、真実性及び可視性を確保するために求められる要件(改ざん防止措置等)の程度が異なるため、電子保存の方法等に関しても主務省令で規定される予定となっている。

税務書類の電子保存も可能に

- 民間から電子保存化の要望が強かった税務書類も、“ e-文書法 ” により電子保存が可能となる。税務書類については、これまで電子帳簿保存法⁷により、電子的な方法で作成したものに限り電子保存を認めていたが、“ e-文書法 ” の制定により、見積書や請求書等のように、当初から紙で受け取った書類に関しても、スキャナで読み取り電子保存することが可能となる。
- もっとも、税務書類に関しては、適正公平な課税を確保する必要があるため、決算関係書類、帳簿及び一部の契約書・領収書は電子保存の対象から外される予定となっている。
- また、税務書類の場合、文書の改ざん等により脱税等が行われる懸念があるため、他の文書と比べて、電子保存された文書の「真実性の確保」が重要となる。税務書類の電子保存の方法等に関しては、財務省令で規定され、近く公布される予定である。

⁶ “ e-文書法 ” の制定を推進してきた内閣官房 IT 推進室の資料では、原則としてすべての文書の電子保存を容認する方針を明らかにしており、改正の対象となる法律は約 250 本に及ぶとされている。

⁷ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律。